

公共下水道事業特別会計予算

令和4年度棚倉町公共下水道事業特別会計予算

令和4年度棚倉町の公共下水道事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ304,868千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(継続費)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第212条第1項の規定による継続費の経費の総額及び年割額は、「第2表 継続費」による。

(地方債)

第3条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第3表 地方債」による。

(一時借入金)

第4条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、50,000千円と定める。

令和4年3月9日 提出

棚倉町長 湯座一平

第 1 表 歳 入 歳 出 予 算

歳 入

(単位：千円)

款	項	金 額
1 分 担 金 及 び 負 担 金		186
	1 負 担 金	186
2 使 用 料 及 び 手 数 料		49,474
	1 使 用 料	49,374
	2 手 数 料	100
3 国 庫 支 出 金		23,650
	1 国 庫 補 助 金	23,650
4 県 支 出 金		150
	1 県 補 助 金	150
5 繰 入 金		129,804
	1 一 般 会 計 繰 入 金	129,804
6 繰 越 金		1
	1 繰 越 金	1
7 諸 収 入		3
	1 延 滞 金、加 算 金 及 び 過 料	1
	2 預 金 利 子	1
	3 雑 入	1
8 町 債		101,600
	1 町 債	101,600
歳 入	合 計	304,868

歳 出

(単位：千円)

款	項	金 額
1 総 務 費		79,298
	1 総 務 管 理 費	79,298
2 公 共 下 水 道 事 業 費		45,106
	1 公 共 下 水 道 事 業 費	45,106
3 公 債 費		180,464
	1 公 債 費	180,464
歳 出	合 計	304,868

第 2 表 継 続 費

款	項	事業名	総額	年度	年割額
1 総務費	1 総務管理費	下水道事業法適化事業	千円 10,760	令和4年度	千円 5,291
				令和5年度	千円 5,469

第 3 表 地 方 債

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
下水道事業法適化事業	千円 5,200	証書借入	3%以内(ただし、利率見直し方式で借り入れる場合には、利率の見直しを行った後の利率)	10年以内。ただし、町財政の都合により償還期限を短縮し、又は繰上償還もしくは低利に借換えすることができる。
公共下水道事業	千円 18,200	〃	〃	40年以内(内据置5年以内)。ただし、町財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、又は繰上償還もしくは低利に借換えすることができる。
公共下水道事業 資本費平準化債	千円 78,200	〃	〃	20年以内。ただし、町財政の都合により償還期限を短縮し、又は繰上償還もしくは低利に借換えすることができる。
計	千円 101,600			